

説明会開催請求書

〇〇年〇〇月〇〇日

開発事業者名 様

住所 豊田市〇〇町〇丁目〇〇番地

氏名 〇〇 〇〇

電話 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

(※日中連絡がとれる番号を記載してください。)

豊田市開発事業に係る手続等に関する条例（以下「条例」という。）第12条第3項の規定により、次のとおり説明会の開催を請求します。

開発事業区域の地名地番	豊田市 〇〇町〇〇番、〇〇番、〇〇番	} 標識に記載されている内容を記載してください。
開発事業区域の面積	〇, 〇〇〇㎡	
開発事業の目的（建築物の用途）	土砂搬入（駐車場）、土砂搬出（資材置場）、残土処分、粘土採掘（残土処分）、岩石採取、太陽光発電設備の設置 専用住宅（〇区画）、共同住宅（〇戸）、流通業務施設、工場（〇〇製造業）、店舗（飲食店）	
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 近隣住民 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺住民 <input type="checkbox"/> 地縁団体等の代表者	
説明を受けた日又は標識の設置された日	説明を受けた日 〇〇年〇〇月〇〇日 標識の設置された日 〇〇年〇〇月〇〇日 (標識に記載されている年月日を記載してください。)	
説明会の開催を請求する理由	開発事業区域が広く大型ダンプの通行が増えることによる〇〇交差点の渋滞と小学生の通学路の交通安全が心配なため。	

注意

- 1 近隣住民とは、開発事業区域の境界線からの距離が10メートル以内の区域に居住する者及び当該区域に存する建築物の所有者又は占有者をいいます。
- 2 周辺住民とは、開発事業区域の境界線からの距離が50メートル以内の区域に居住する者及び当該区域に存する土地の所有者であって、近隣住民以外のものをいいます。
- 3 地縁団体等の代表者とは、開発事業区域の属する住民組織等の代表者をいいます。
- 4 請求できる期日は、近隣住民等が条例第12条第1項に規定する説明を受けた日又は条例第11条の規定に基づき標識が設置された日のいずれか遅い日の翌日から起算して14日以内です。